

平成25年10月8日
総務省四国行政評価支局
(局長：安原英樹)

「国の庁舎における利用者の安全及び利便の確保に関する行政 評価・監視」

－改善通知に対する措置状況の公表－

四国行政評価支局では、平成25年4月から7月にかけて、高知行政評価事務所を動員し、香川県内及び高知県内の国の庁舎のうち、合同庁舎・総合庁舎、税務署、公共職業安定所など利用者が多いとみられる15機関42庁舎を対象に、バリアフリー対策、受動喫煙防止対策及び防災対策の実施状況について調査し、7月30日、関係機関に対し改善措置を講ずるよう通知しました。

(注)香川県内の8機関については四国行政評価支局が、高知県内の7機関については高知行政評価事務所が改善通知これに対し、9月20日の回答期限までに、通知を行った関係機関から改善状況について回答がありました。このうち、香川県内の関係機関(8機関26庁舎)の改善状況を取りまとめましたので、公表します。

(注)行政評価・監視には、総務省行政評価局が企画する「全国計画調査」と、出先機関が地域の行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に企画する「地域計画調査」があり、本行政評価・監視は後者の調査です。

【本件照会先】

四国行政評価支局 第1評価監視官室
担当：澤田
電話：087-831-9206
FAX：087-831-4232

1 バリアフリー対策の実施状況

障害者、高齢者等の利用に支障が生じている事例については、半数が改善済み

調査結果の概要

【制度の概要】

- ・ 国の庁舎については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー法)により、2,000㎡以上の新築庁舎は、建築物移動等円滑化基準(以下「円滑化基準」という。)への適合義務あり。既存の庁舎等は、円滑化基準に適合するよう努める必要
- ・ 施設の利用者に対しては、バリアフリー情報を適切に提供することが必要

【香川県内における主な調査結果】 【関係機関(8) 26庁舎】 高松法務局、高松高等検察庁、四国財務局、坂出税関支署、高松国税局、香川労働局、四国地方整備局、四国運輸局

■ 既存のバリアフリー施設・設備のうち、高齢者、障害者等の安全又は円滑な利用に支障が生じているもの 28事例

- ・ 点字ブロックの上に障害物(玄関マット、ホワイトボードなど)が置かれているもの 5事例
- ・ 点字ブロックが浮いており、通行者がつまずき転倒するおそれがあるもの 1事例
- ・ 経路上にある門扉用レールの溝が深く、車いすの通行が困難となっているもの 1事例 等

■ 円滑化基準に適合しておらず、新たな施設・設備の整備等が必要となっているもの 46事例

- ・ 経路の全部又は一部に点字ブロックが敷設されていないもの 3事例
- ・ 玄関入口の階段に、手すりがない上、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さく、つまずきの原因となる段鼻の突き通路出しがあるもの 3事例
- ・ トイレにオストメイト用(注)設備がないもの 22事例 等

(注) 人工肛門造設者等が使用する水洗器具

■ 庁舎のバリアフリー情報がインターネットホームページで提供されていないもの 20庁舎

通知事項

- 既存のバリアフリー関連施設・設備のうち、高齢者、障害者等の安全又は円滑な利用に支障が生じているものについては、必要な改善措置を講ずること。
- 庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施し、円滑化基準に適合していない施設・設備については、所要の措置を講ずること。
- 庁舎のバリアフリー情報について、インターネットホームページ等により適切に周知を図ること。

改善状況

- 既存の施設・設備のうち、障害者、高齢者等の利用に支障が生じている28事例については、14事例(50%)が改善済み。その他の事例も平成25年度内又は26年度以降に改善を予定
 - 新たな施設・設備の整備等が必要となっている46事例については、予算措置、構造上の課題等があることから、改善済みは1事例であるが、その他の事例は、平成25年度内又は今後の庁舎改修等の機会を捉えて改善を予定
 - バリアフリー情報の未提供の20事例については、6事例(30%)が改善済み。この他、独自のホームページを有していない1事例を除く13事例も、平成25年度内に掲載予定
-
- 既存のバリアフリー関連施設・設備で、高齢者、障害者等の安全又は円滑な利用に支障が生じている28事例
 - ・既に改善措置が講じられたもの(14事例)【改善例3ページ】
 - ・本年度内に改善措置を予定しているもの(5事例)
 - ・今後、庁舎の修繕・模様替え等の機会を捉えて、改善措置を講じる予定又は改善を検討(9事例)
 - 円滑化基準に適合しておらず、新たな施設・設備の整備等が必要な46事例
 - ・既に改善措置が講じられたもの(1事例)
 - ・本年度内に改善措置を予定しているもの(11事例)
 - ・今後、庁舎の修繕・模様替え等の機会を捉えて、改善措置を講じる予定又は改善を検討(34事例)
 - バリアフリー情報の提供が行われていない20事例
 - ・既にホームページ上にバリアフリー情報が掲示されたもの(6事例)【改善例4ページ】
 - ・本年度内にホームページ上にバリアフリー情報を掲載予定のもの(13事例)
 - ・独自のホームページを有していないため、上部機関と協議中のもの(1事例)

バリアフリー施設・設備の改善例

【改善前】

点字ブロックの上に玄関マットが被さっていた。
また、点字ブロックと周囲の床面との明度差が小さくなっていた。



【改善後】

玄関マットを二つにし、点字ブロックが隠れないようにした。
また、点字ブロックを黄色にし、床面と明度差をつけた。



2 受動喫煙防止対策の実施状況

受動喫煙防止対策については、全庁舎が改善済み

調査結果の概要、通知事項

【制度の概要】

官公庁施設、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙の防止のための必要な措置を講ずるよう努める必要(健康増進法第25条)

【香川県内における調査結果】 【関係機関(2) 7庁舎】 高松国税局、香川労働局

- 庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの 6庁舎
- 高齢者、障害者等が利用している屋外スロープの途中に喫煙場所が設けられているもの 1庁舎

【通知事項】

□ 庁舎出入口付近等に灰皿を置き喫煙場所としているものについては、喫煙場所を受動喫煙のおそれのない場所に移動すること。



改善状況

○全ての事例について、喫煙場所を撤去・移設済み

3 防災対策の実施状況

防災対策については、全庁舎が改善済み又は平成25年度内に改善予定

調査結果の概要、通知事項

【制度の概要】

- ・ 消防法では、収容人員が50人以上となる国の庁舎は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施義務
- ・ 消防計画の作成を要する庁舎のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対象区域に所在するものは、消防計画に、津波からの円滑な避難の確保等に関する事項(以下「対策計画」という。)を定める必要

【香川県内における調査結果、通知事項】 【関係機関(3) 5庁舎】 高松国税局、香川労働局、四国運輸局

- 防火管理者を選任しておらず、消防計画、消防訓練も作成、実施していないもの 1庁舎 → □ 速やかに防火管理者を選任し、消防計画の作成など防火管理上必要な措置を行うこと
- 消防計画で定めている消防訓練等を実施していないもの 2庁舎 → □ 消防計画に沿って消防訓練等を的確に実施すること
- 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれているもの 1庁舎 → □ 消防計画に沿って避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を適切に行うこと
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないもの 1庁舎 → □ 津波避難等に関する規定を整備すること
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないもの 1庁舎 → □ 予想される津波高等を考慮して安全な避難場所を具体的に定めること

改善状況

【改善済み】

- 防火戸付近の閉鎖障害物については直ちに撤去済み(1庁舎)
- 津波避難等に関する規定を整備済み(1庁舎)

【平成25年度内に改善予定】

- 平成25年度内に防火管理者を選任し、消防計画の作成、消防訓練を実施予定(1庁舎)
- 平成25年度内に消防訓練を実施予定(2庁舎)
- 平成25年度内に消防計画を改正し、具体的な避難場所を定める予定(1庁舎)